

地域貢献に関する連携協定書

学校法人市邨学園名古屋経済大学（以下「甲」という。）と株式会社扶桑守口食品（以下「乙」という。）は、連携活動により地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域における連携活動を推進するため相互に協力し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携・協力事項」という。）について、連携し協力する。

- （1）地域の活性化に関すること
- （2）産業の振興に関すること
- （3）福祉の推進に関すること
- （4）地域文化の振興に関すること
- （5）教育、人材育成、国際交流に関すること
- （6）その他連携活動に寄与すること

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項を推進するため、相互に窓口を設置する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行上、知り得た相手方の機密情報及び個人情報については、本協定に基づく業務の遂行以外の目的で、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定は、その締結日から発効し、有効期間は3年間とする。但し、期間満了の前月末日までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の書面による申し出がないときは、本協定は3年間更新され、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲及び乙の間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

2022（令和4）年12月8日

甲 学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長 佐分晴夫

乙 株式会社扶桑守口食品

代表取締役 曾我公彦